

特許権	判決年月日	平成30年10月17日	担当部	知財高裁第2部
	事件番号	平成29年(行ケ)第10232号		
○ 発明の名称を「ステーキの提供システム」とする発明について、特許法2条1項が規定する「自然法則を利用した技術的思想の創作」に当たるとされた事例。				

(事件類型) 特許取消決定取消 (結論) 決定取消

(関連条文) 特許法2条1項

(関連する権利番号等) 特許第5946491号, 異議2016-701090号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「ステーキの提供システム」とする本件特許発明についての特許異議の申立てに基づく取消決定に対する取消訴訟である。

取消決定は、①本件特許発明1は、その本質が経済活動それ自体に向けられたものであり、全体として「自然法則を利用した技術思想の創作」に該当しないから、特許法2条1項所定の「発明」に該当しない、②本件特許発明1を更に減縮した本件特許発明2～6も、同項所定の「発明」に該当しないと判断して、本件特許(特許第5946491号)を取り消した。

2 本判決は、以下のとおり判示して、取消決定を取り消した。

(1) 取消事由1(本件特許発明1の発明該当性判断の誤り)について

ア 本件特許発明1は、お客様に、好みの量のステーキを、安価に提供することを目的(課題)とする。そして、①構成要件Aで規定されるステーキの提供方法(本件ステーキ提供方法)を実施する構成により、お客様が好みの量のステーキを食べることができるとともに、少ない面積で客席を増やし、客席回転率を高めることができることから、ステーキを安価に提供することができる。また、②構成要件B～Fに規定された「札」、「計量機」及び「シール(印し)」(本件計量機等)を備える構成により、お客様の要望に応じてカットした肉が他のお客様の肉と混同することを防止することができる。

イ 本件ステーキ提供方法は、ステーキ店において注文を受けて配膳をするまでに人が実施する手段を特定したものである。

したがって、本件ステーキ提供方法の実施に係る構成は、「ステーキの提供システム」として実質的な技術的手段を提供するものであるということとはできない。

ウ 本件計量機等は、「札」、「計量機」及び「シール(印し)」といった特定の物品又は機器(装置)であり、「札」に「お客様を案内したテーブル番号が記載され」、「計量機」が、「上記お客様の要望に応じてカットした肉を計量」し、「計量した肉の量と上記札に記載されたテーブル番号を記載したシールを出力」し、この「シール」を「お客様の要望に応じてカットした肉を他のお客様のものと区別する印し」として用いることによ

り、お客様の要望に応じてカットした肉が他のお客様の肉と混同することを防止することができるという効果を奏するものである。

そして、札によりテーブル番号の情報を正確に持ち運ぶことができるから、計量機においてテーブル番号の情報がお客様の注文した肉の量の情報と組み合わせられる際に、他のテーブル番号（他のお客様）と混同が生じることが抑制されるということができ、「札」にテーブル番号を記載して、テーブル番号の情報を結合することには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。また、肉の量はおお客様ごとに異なるのであるから、「計量機」がテーブル番号と肉の量とを組み合わせる出力することには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。さらに、「シール」は、お客様の肉やオーダー票に固定することにより、他のお客様のための印しと混じることを防止することができるから、シールを他のお客様の肉との混同防止のための印しとすることには、他のお客様の肉との混同を防止するという効果との関係で技術的意義が認められる。

他方、他のお客様の肉との混同を防止するという効果は、お客様に好みの量のステーキを提供することを目的（課題）として、「お客様からステーキの量を伺うステップ」及び「伺ったステーキの量を肉のブロックからカットするステップ」を含む本件ステーキ提供方法を実施する構成を採用したことから、カットした肉とその肉の量を要望したお客様とを1対1に対応付ける必要が生じたことによって不可避免的に生じる要請を満たしたものである。このように、上記効果は、本件特許発明1の課題解決に直接寄与するものであると認められる。

エ 以上のとおり、本件特許発明1の技術的課題、その課題を解決するための技術的手段の構成及びその構成から導かれる効果等の技術的意義に照らすと、本件特許発明1は、札、計量機及びシール（印し）という特定の物品又は機器（本件計量機等）を、他のお客様の肉との混同を防止して本件特許発明1の課題を解決するための技術的手段とするものであり、全体として「自然法則を利用した技術的思想の創作」に該当するといえることができる。

したがって、本件特許発明1は、特許法2条1項所定の「発明」に該当する。

(2) 取消事由3（本件特許発明2～6の発明該当性判断の誤り）について

本件特許発明2～6は、本件特許発明1の構成に限定を加えて減縮したものであるが、本件特許発明1は、前記(1)のとおり、特許法2条1項所定の「発明」に該当する。したがって、本件特許発明2～6も、同項所定の「発明」に該当する。